平成２１年（フ）第１４３２号
京都府宇治市小倉町南浦15番地の77
債務者　安場　裕司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５９号
京都市西京区川島有栖川町14番地７　光陽ビル404、住民票上の住所京都府向日市物集女町五ノ坪６番地　ハイツ中村Ⅱ501
債務者　北川由香里
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６３号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１
広沢市営住宅１棟107号
債務者　片山　司朗
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７６号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64番地　グランディール伏見906号
債務者　杉本　信也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８０号
京都市山科区東野中井ノ上町14番地８　クレスト山科102号室、住民票上の住所京都市山科区東野中井ノ上町14番地８　クレフト山科102号室
債務者　徳本実和子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０３号
京都市右京区西院三蔵町44　ルシェール西院２Ｂ、住民票上の住所京都府城陽市寺田大谷114番地の４
債務者　河野　正義
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２３号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地　深草団地１棟220号
債務者　間宮　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４１号
京都市左京区岩倉花園町278番地１
債務者　徳田　克子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
山形県新庄市栄町２番地の１　ブルージェント栄５号
債務者　髙橋　圭一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第５２号
山形県新庄市金沢1067番地の11
債務者　稲毛　久一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２８５号
長野市中御所１丁目13番５号
債務者　横谷　晴利
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
長野市稲里町中氷鉋569番地１あおきハウス氷鉋Ｂ－３
債務者　内村　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
長野県須坂市大字須坂1510番地２
債務者　熊谷　武万
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
長野県小県郡長和町和田743番地４
債務者　相馬　雅子（旧姓山極）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７３号
長野県千曲市大字八幡2167番地５
債務者　竹内　宣貴
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４６号
長野県塩尻市大字広丘野村966番地１　サープラスリベルテ202
債務者　中山　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11861番地１
債務者　関　かほる
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部